

(件 名)

新「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」基本方針（案）

（生活衛生局衛生課）

1 経緯・背景

平成 13 年度	牛海綿状脳症（B S E）の発生等により、食に対する不安・不信が増大
平成 14 年度	しずおか食の安全推進委員会の設置、アクションプランの策定（⑮施行）
平成 23 年度	アクションプラン（2011-2013）に基づく施策の推進
平成 26 年度	アクションプラン（2014-2017）に基づく施策の推進
平成 29 年度	現行プランの目標年度、新たなアクションプランの策定

名 称	しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2014-2017）
計画期間	平成 26 年度～平成 29 年度
目 的	県民への安全で安心できる食品の提供
施策の方向①	「消費者の食に対する信頼確保」
目標 ①	食の安全に対する県民の信頼度 75%
過去の実績	⑩40.5 ⑪41.8 ⑫54.7 ⑬ - ⑭69.5 ⑮68.8 ⑯65.4 ⑰67.3 ⑱69.1 ⑲67.9 ⑳69.5 (%)
主な施策	・食品の安全と安心に関する情報の提供と公開の推進 ・食品の安全に関する教育活動 ・食品表示の適正化の推進 ・県産食品の信頼確保
施策の方向②	「生産から流通・消費における食品の安全確保」
目標 ②	人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数 10 人以下
過去の実績	⑩52.7 ⑪15.0 ⑫20.0 ⑬15.5 ⑭17.9 ⑮21.1 ⑯51.7 ⑰35.7 ⑱19.5 ⑳34.5 (人)
主な施策	・生産・製造・加工・調理段階における監視指導の強化 ・流通・消費段階における監視指導の充実強化 ・自主衛生管理体制推進の支援 ・食品安全情報等の発信強化 ・食品の安全を確保するための体制整備
推進体制	しずおか食の安全推進委員会(関係 5 部局) ・委員長：健康福祉部長 ・委 員：危機管理部、くらし・環境部、経済産業部、教育委員会の部長代理等

2 現行プランにおける課題

- (1) 食の安全に対する県民の信頼度は平成 25 年度に比べ約 4 % 向上したが、県政世論調査結果から、食の安全に対して判断できない県民が 2 割程度存在した。そのため、**食品の安全・安心に係る情報発信を充実・強化**して、消費者の信頼を確保するための施策を推進する必要がある。
- (2) 食品を原因とする健康被害者数は食中毒患者で占められており、これまでの取組みから細菌性食中毒は減少傾向にある一方、調理従事者等にノロウイルス食中毒予防対策の浸透に時間がかかっており、毎年度 100 人を超える大規模事案が発生している。食中毒対策については調理段階における対策として、**大規模施設への衛生管理の強化**が必要である。

3 新アクションプランの策定

しずおか食の安全委員会（委員長：健康福祉部長）のもと、幹事会及びワーキング会議において、各施策の検証を行いつつ、並行して次期総合計画の目標達成に向けて本年度中に策定。

アクションプランは、基本方針を「総論」として位置づけ、この基本的考えのもと、「各論」として各施策についての現状や課題と具体的な取り組みを記載するとともに、主要事業に関しては管理指標を設け、目標値を設定する。

(1) 基本方針 (案) 概要

新基本方針 (案) は、ワーキング会議 (6月28日、8月28日) において各部局から寄せられた要望を反映させ作成した。

計画期間 平成30年～33年度 (4か年)

目的 県民への安全で安心できる食品の提供

目標 ①「消費者の食に対する信頼確保」の目標
: 食の安全に対する県民の信頼度 (80%以上)

②「生産から流通・消費における食品の安全確保」の目標

: 人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数 (10人以下)

(2) 基本方針 (案) の主な改正点

ア 食品安全情報発信の強化

県や事業者が行う食の安全に対する取り組みについて動画配信するなど、広く県民に対して、食に対する不安解消や正しい食の安全に関する情報提供を強化する。

イ 安全安心な農畜産物の生産の推進

農畜産物の生産における自主的な衛生管理、GAP (農業生産工程管理)を導入推進し、市場や消費者に信頼される農畜産物生産を目指す。

ウ 製造・加工段階でのHACCP導入推進等における安全性の確保

① 大規模食品製造施設、と畜場等にHACCPに基づいた衛生管理を推進する。

② 野生鳥獣肉処理施設に対する監視指導や食鳥処理場におけるカンピロバクター汚染防止対策の徹底を通じた食肉の安全性確保を推進する。

エ 調理段階における安全性の確保

① 大規模の旅館、給食施設を中心に、食中毒防止対策を徹底する。

② 食物アレルギー対策 (利用客へのアレルギー情報の提供など) の推進

4 スケジュール (案)

月	ワーキング会議	幹事会	委員会	意見交換会
6	第1回ワーキング会議 (現プラン評価・課題の整理)			
8	第2回ワーキング会議 (基本方針案の確認)			
10		第1回 幹事会 (10/20) 現プラン評価・課題 基本方針案の確認		
11	第3回ワーキング会議 (分野別施策案の検討)		新基本方針確認	現行プラン進捗説明 新基本方針説明
12		第2回 幹事会		
1			新プラン承認	新プラン原案説明
2	新プラン案のパブリックコメント実施			
3		新プラン最終案検討		

○ しずおか食の安全推進委員会委員長 (健康福祉部長) による基本方針 (案) の確認 (10/11)

○ 第1回しずおか食の安全推進幹事会 (10月20日) : 新基本方針案の確認

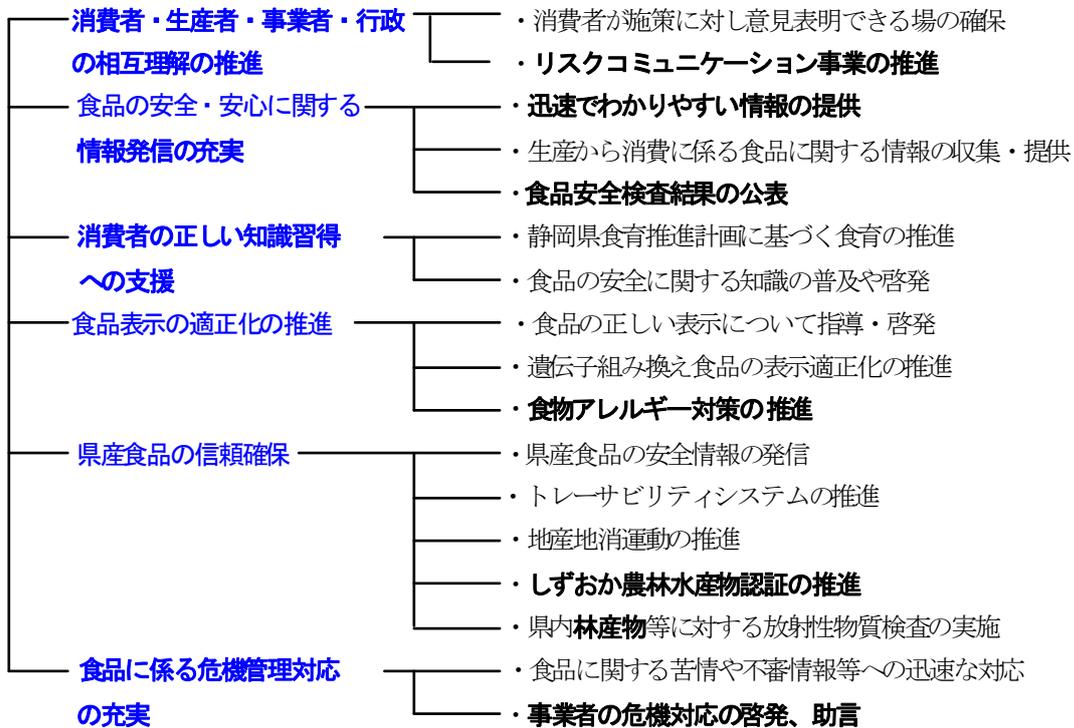
○ 第1回しずおか食の安全推進委員会 (11月20日) : 新基本方針案の承認

○ 第1回しずおか食の安全推進のための意見交換会 (11月～12月初旬)

＜アクションプラン(2018-2021)の施策体系＞ (案)

「消費者の食に対する信頼確保」と「生産から流通・消費における食品の安全確保」を2本柱とした各施策により、「県民への安全・安心な食品の提供」の実現を目指す。

(消費者の食に対する信頼確保) 【 目 標 】 食の安全に対する県民の信頼度 80%



(生産から流通・消費における食品の安全確保)

【 目 標 】 人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数 10 人以下

